

の
払
込
み

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{21}{365}$ る
する額に加え、
期日におい
て、
支払額を次
第十八式に
算む号によ
り規定算

(一)

十三

初期利子

規定下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す國をかのれに中れに
す次そ銀額し二こ率が当算人乗ら算る係る所
る号の行を、十ととを適用該式に非用に該金額
期及翌休支次四が乗じた金額を居より居時(に算てが
日び當業日。式月う算三月にたに十。額
につ十日ににたに十。額
い五に當だよ五
て号支同に払たしり日
じおうる、算を
い。(い)と支出支
て以き払し払

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

發行時に
おいて、
該金額によつて記載して
て、
又振源は
は替泉そ
の前記口徵
の金記録座
取当二金記
國外取當十
額(+)さ簿さ
子

十
八
十
七
十
六
十
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
十
三
年
十
月
六
日
日
額
本
銀
行
百
年
五
月
き
百
円
額
面
金
額
成
二
十
行
五
年
五
月
十
月
十
月
五
月
間
成
を
そ
支
の
と
う
に
つ
き
五
月
六
月
支
九
払
年
払
各
月
支
九
払
に
及
び
九
月
月
間
払
に
十
五
月
期
月
属
に
す
お
五
日